

獣医学教育改善の速やかな実現について（要望書）

平成 15 年 月 日

文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
獣医学教育関係大学学長 殿

獣医学教育担当教員および賛同者
世話人 唐木英明 喜田 宏 種池哲朗 五十嵐幸男

要 望 事 項

獣医学教育に携わりその現状を熟知する私たちは、長年にわたる検討結果から、社会の要請に応えることができる卒業生を育てるためには最低限 72 名の教員が必要であるとの結論に達しています。農学系学部長会議もまた慎重な検討の結果同様の結論に達しています。さらに、文部科学省におかれましても獣医学教育改善の必要性を理解され、その具体的な推進方策の協議を目的として「国立大学における獣医学教育に関する協議会」を設置されました。こうして、担当教員と農学部長レベルでの検討が終了した教育改善の実施は、現在、関係大学学長と文部科学省の手に委ねられています。我が国の獣医療、公衆衛生、食品衛生などの分野において社会に貢献する優秀な獣医師を育成することにより国民の安心で安全な生活の確保に資するために、文部科学大臣、農林水産大臣および獣医学教育関係大学学長におかれましては、農学系学部長会議の基本方針に沿って、国家的な見地に立った教育改善の方針の策定と、その一日も早い実現を図られますよう心からお願い申し上げます。

1 . 獣医学教育改善の必要性について

わが国の獣医学教育は抜本的な改善の必要があること、とくに講座数が 10 程度、助手以上の教員数が 20 数名程度の小規模の獣医学科においては、最低限である国家試験関連 18 科目の教育も困難であり、実務教育の不足という結果に至っていることが早くから指摘されてきました。例えば獣医学 6 年制教育実施に関連して昭和 61 年に決定された大学基準協会「獣医学教育に関する基準」第 2 改定では、教育に必要な講座数を 18 以上、教員数を 72 名以上と定めています。平成 9 年に行われた同基準第 3 改定においてもこれが確認され、この基準が達成できない場合には獣医学教育以外の教育に転換すべきであるとの注記がなされました。平成 10 年には獣医学教育関係団体が文部省高等教育局長に「獣医学教育の充実について（要望）」を提出し、学生のために早急な教育改善を行うことを要請し、日本学術会議もまたこのような現状を改革する必要性を認めて、平成 12 年に「我が国の獣医学教育の抜本的改革に関する提言」を示しました。しかし、この基準は現在に至るまで実現されていません。

2. 農学系学部長会議の基本方針決定

この問題を本格的に取り上げた大学管理責任者は、国立大学農学系学部長会議でした。同会議は平成13年に「獣医学教育の改善のための基本方針」を全会一致で議決し、前述の基準を認めるとともに、以下のような基本方針を明らかにしました。

獣医学教育改善のための基本方針

(1) 日本の獣医学教育組織の適正な規模

我が国の獣医学教育研究組織は、大学基準協会が提示した基準を満たすことが望ましい。しかし、獣医学教育の改善が急を要するので、これに準ずる規模でも、当面その設置を可として支援する。新教育研究組織の規模は、72名以上の教官から成ることが望ましいが、それが直ちに実現できない場合でも、当面これに準ずる規模としては、18名の教授を含む54名程度の教官から成る組織が必要最低限であろう。

(2) 獣医学教育改善の方法

自助努力で獣医学教育の改善が達成出来ない場合には、他大学獣医学科等との再編などの道を考える。新たな再編は、全国を5ないし6地区に分け、産業基盤を考慮して、地域的に偏らないことに配慮し、なるべく既存の施設などを利用できるよう努めることが望ましい。

(3) 農学教育研究組織改革の一環としての獣医学教育改善

獣医学が農学の一分野として存在する以上は、獣医学教育改善に向けた改革は必然的に農学教育研究組織改革の一環である。したがって、上の(1)及び(2)を具体化するためには、獣医学科を有する大学のみならず、全国立大学農学系学部の教育研究組織の構造改革を視野に入れて議論を進めることが不可欠である。

「基本方針」の決定に当たっては、法人化の実施が目前に迫った状況を踏まえて、大学の任務である教育と大学経営の両方の面から議論が尽くされたことが伝えられています。その中で、国立大学に設置された10の獣医学科は入学定員30名程度、助手以上の教員数20数名程度という小さな組織であるが、これを合計すると入学定員約330名、教員総数約290名であり、この総数は3ないし4の新しい獣医学部を設置するのに十分な数であること、すなわち、わが国としては獣医学教育に対しては十分な資源配分を行っているにもかかわらず、これをあまりに小さな単位に分けすぎていることが問題の根源であること、換言すればこれは税金の無駄遣いともいえることが指摘されました。これに対して、全国に10の獣医学科が分布することは地域の活性化に役立つ、あるいは地域と密着した教育の必要性などの意見もありましたが、大学の本務である教育の不備を放置することはできないこと、また学部教育は獣医師国家試験出題基準に沿って全国的にほぼ斉一な教育が行われていること、地域の特徴は卒後教育や大学院において行われるべきであるとの認識が得られました。こうして、大学の経営や地域の活性化は重要ではあるが、教育の不備を放置することは大学の自己否定であり、再編を含むあらゆる努力により、改善を実施すべきであるとの結論に達したものであり、農学系学部長会議の高い見識に敬意を表します。

その後、文部科学省におかれましては国立大学における獣医学教育の充実を図るための具体的

な推進方策についての協議を目的として、本年 2 月 5 日に「国立大学における獣医学教育に関する協議会」を設置されました。2 月 27 日の第 156 回国会予算委員会における質問に対して、文部科学大臣および高等教育局長から、担当教員数の桁違いな不足については大学の枠を超えて考えなくてはならない問題であり、1 年を目処に同協議会において結論を得る予定であるとのお答えがありました。このような動きは、獣医学教育担当教員のこれまでの努力を認めていただくものであり、文部科学省に深く感謝申し上げます。

3．農学系学部長会議の基本方針の速やかな実現に向けて

言うまでもなく私たちの目的は教育改善であり、現在の国立 10 大学における教育組織がすべてそのまま存続し、教育が改善されることを願っています。しかし、すべての大学において教員数を 72 名以上に増加することは事実上不可能であるといわれています。このような背景から私たち担当教員は、教育改善のために必要であれば大学間の組織再編も止むなしとの覚悟を決めました。勿論、長年住み慣れた土地を去り、新しい土地、新しい職場に移ることの苦勞を考えると、この決断は簡単なものではありません。しかし、他に方法がなければ、教育者としてそうせざるを得ません。関係大学学長と文部科学省が組織再編の決断をされれば、担当教員である私たちはこれに従います。

私たちは教員数最低 72 名を直ちに実現すべきであると考えています。しかし、現実も考慮して農学系学部長会議の基本方針により 2 段階の改善を行うことも容認します。その際、最低 54 名の教員組織の実現は遅くとも法人の第 1 期が終了する 6 年後とし、72 名以上を達成する期限は次の 6 年間とすべきであると考えます。それは、現在すでに 50 名近い教員数を擁する大学においてさえ、教員数不足のために実務教育の実施が困難である現状から、可及的速やかに 72 名以上に改善すべきと考えるからです。さらに、適切な外部評価などの教育改善の実現を保証する方策も必要であると考えています。

このように、わが国における獣医学教育改善の方針は、担当教員の長年にわたる検討を踏まえて、農学系学部長会議により決定されました。しかし、昨今の厳しい状況の中で、このような大幅な改善は 1 大学の努力の範囲を超えることも農学系学部長会議は認識して再編整備を示唆したが、大学に任せても再編整備が困難なことはすでに経験済みです。従って、この問題の解決を各大学に委ねる限り小手先の改善で終わらざるを得ず、決して農学系学部長会議の基本方針に達する獣医学教育が可能な組織はできないでしょう。必要なことは、この問題の解決を各大学の責任にするのではなく、我が国における獣医学教育のあり方について国家的な見地から検討を行い、国としてこの問題の根本的な解決を図ることであると考えます。

文部科学大臣、農林水産大臣および獣医学教育関係大学学長におかれましては、国家的な見地に立った教育改善の具体的方針およびその実施計画の作成と、その一日も早い実現を図られますよう心からお願い申し上げます。